

年末特別警戒活動



青森県警察では、年末に発生の増加が懸念される犯罪や事故等を未然に防止し、県民の**日常生活の安全と平穏を確保**することを目的に、「**年末特別警戒活動**」を実施します。警戒活動に対する御理解と御協力をお願いします。

【特別警戒取締り期間】

令和6年12月12日(木)～令和6年12月31日(火)までの20日間

【活動重点】

- (1) 強盗事件等各種犯罪の未然防止及び街頭警戒活動の強化
- (2) 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化
- (3) 暴力団排除活動等の積極的な推進
- (4) テロ等重大事案の未然防止



【犯罪防止対策】

◇強盗対策◇

- 〈自宅〉 外周の見通しを良くし、在宅中も鍵を掛ける
- 〈店舗〉 強盗模擬訓練の実施、店舗内外の見回りによる警戒
お客様への積極的な声掛け
- 〈共通〉 防犯カメラ、通報装置など防犯機器の整備・点検

広 報

な
ん
ぶ



1 2 月 号

南 部 駐 在 所
3 4 - 3 1 4 1
三 戸 警 察 署
2 2 - 1 1 3 5

冬の交通安全県民運動のお知らせ

○ 期間

令和6年12月11日(水)～12月20日(金)
までの10日間

○ 運動の重点

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) 高齢運転者等の交通事故防止対策
- (3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (4) 冬道の安全運転の推進



横断報道は歩行者優先

今年8月にJAFが実施した「信号機のない横断歩道における実態調査」によると、青森県内における横断歩道手前での車両の一時停止率は、**59.9%**(前年比+12.5%)でした。全国平均を上回ったものの、いまだ4割の車両が停止していない状況です。

車両の運転者は、「**横断歩道は歩行者優先**」の意識を持ち、歩行者は、手を上げるなど運転者に合図をして安全に横断しましょう。

運転中に横断歩道に接近する時は、

- **近くに歩行者がいないか確認**
- **横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速**
- **横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止**

しましょう。



特殊詐欺の被害をなくそう!

◇ 青森県内の令和6年10月末現在の特殊詐欺発生状況(暫定値)

認 知 件 数 **79件**
被 害 金 額 **約1億2962万円**

◇ 身に覚えのないお金の話は一人で対応せず、家族や知人、最寄りの警察署または交番・駐在所にご相談ください。

警察相談専用電話 #9110または017-735-9110



青森県警察特殊詐欺被害防止キャラクター「リギガもくくん」